

近畿・大阪安全衛生総合サービスセンターの マンガン検査のご案内

金属アーク溶接等作業で発生する「溶接ヒューム」は、特定化学物質
障害予防規則（特化則）の特定化学物質（管理第2類物質）となっています。

「溶接ヒューム」には、マンガンなどの金属成分が含まれており、
長期間にわたって吸入することで、体内に蓄積されると神経機能障害
（運動障害、記憶力低下など）や呼吸器系障害を引き起こすことが知
られています。

そのため、定期的な血中マンガンの検査をおすすめします。

- 当センターでは、血中マンガンの基準値として15 µg/Lを適用してお
ります。15 µg/L以上の場合は、職業的にマンガンの曝露を受けた可
能性が高いと判断されます。尿中マンガンには利用できる基準値が
ありません。
- この検査により、体内のマンガンの暴露量を把握し、必要に応じて
作業環境の改善や健康管理を行うことが可能です。

	血中マンガン	尿中マンガン
基準値	DFG BAR* 15 µg/L	—

*DFG（Deutsche Forschungsgemeinschaft, ドイツ）BAR（biologischer Arbeitsstoff-Referenzwert, バックグラウンド値, 非曝露集団における95%上限値）

お問い合わせ先：中央労働災害防止協会

近畿・大阪安全衛生総合サービスセンター 労働衛生検査室

T E L : 06-6448-3788 E-mail : oskbun@jisha.or.jp

<https://www.jisha.or.jp/service/chemicals/bunseki/sokutei.html>

